令和４年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：加古川市

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	８４．４％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	８０．７％
全職員	６９．０％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	１０１．３％
本庁課長相当職	９８．４％
本庁課長補佐相当職	９６．４％
本庁係長相当職	９７．７％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	８５．５％
３１～３５年	９０．６％
２６～３０年	９１．８％
２１～２５年	８９．６％
１６～２０年	８５．１％
１１～１５年	８３．７％
６～１０年	８９．０％
１～５年	９１．６％

【説明欄】

①任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週の勤務時間が 38 時間 45 分未満の者については、その者の週の勤務時間を 38 時間 45 分で按分した数を職員数として換算しています。
②パートタイム会計年度任用職員のうち、特定の時期に一時的に任用される職員は、算出の対象外としています。
③指導主事の勤続年数については、前職を含んだ勤続年数として算出しています。
④相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、86.2%が女性であり、全職員で比較すると男女の給与の差異が大きくなっています。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。